



崎 環 (保) 第 9 7 号
 令 和 5 年 3 月 2 0 日

長崎県クレール射撃協会長 様

長崎県警察本部
 生活安全部生活環境課長



G7長崎保健大臣会合開催に伴う銃砲及び火薬類の適正な保管管理について(依頼)
 貴協会におかれましては、平素より銃砲及び火薬行政に関し、深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、御案内のとおり、本年5月13日(土)及び同月14日(日)の両日、長崎市においてG7長崎保健大臣会合が開催され、各国要人が来県する予定です。

警察では、危害の未然防止を図るため各種対策を進めているところではありますが、銃砲及び火薬類の保管管理に適正さを欠くことがあれば、これを悪用した不測の事態の発生も懸念されるところであります。

貴協会におかれましてもこの趣旨を御理解いただき、各会員に対して、下記のとおり銃砲及び火薬類の盗難・紛失防止のための適正な保管管理並びに計画的運搬について御指導を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 計画的運搬要請期間及び区域

期間	区域
5月12日(金)～5月14日(日) 終日	長崎市、諫早市、大村市

(高速道路及びJR貨物で輸送する場合を含む。)

2 依頼事項

- (1) 銃砲及び火薬類の盗難・紛失防止のため、法律の規定を遵守し、厳正な保管管理に努めること。
- (2) 実包の譲受けに当たっては、その都度必要量を購入し、残弾が生じないようにすること。
- (3) 銃砲及び火薬類の盗難又は紛失事故、不審者の立ち回り事案等が発生した場合には、直ちに警察へ届け出ること。
- (4) 上記計画的運搬要請期間及び区域において、銃砲を使用した有害鳥獣駆除及び各種射撃大会の開催並びに銃砲及び火薬類の運搬及び携帯をする場合には、計画的に行うとともに、必要に応じ、その方法等について警察と協議すること。